

諮問番号：平成30年度諮問第4号

答申番号：平成30年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

北杜市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成30年4月24日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による平成30年5月1日を変更時期とする保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る同年7月14日付け審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案概要

1 事案の骨子

本件は、審査請求人が法第61条に基づき処分庁に平成30年3月分の収入申告を行い、申告を受けた処分庁が法第25条第2項の規定により本件処分を行ったところ、審査請求人が、生活扶助費の減額された理由が不明であること、法で保障される最低限度の生活費を支給しないことは法第3条の規定に違反すること等を理由として、本件処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

(1) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」として（法第4条第1項。「保護の補足性」）、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定されている（法第8条第1項。「基準及び程度の原則」）。

そして、同項に規定する基準は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）によって定められている。

- (2) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が定められており、法25条第2項に基づく保護の変更に係る事務も、次官通知、局長通知及び課長通知によるものとされている。
- (3) 保護の変更については、「保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とされている（法第25条第2項。「職権による保護の開始及び変更」）。
- (4) 法による保護の要否と程度は、保護基準、次官通知及び局長通知により認定した最低生活費と、次官通知及び局長通知により認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比において決定するものとされている（次官通知第10）。
- (5) 最低生活費については、法第8条第2項の規定を受け、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること」とされている（次官通知第7）。
- (6) 保護のうち生活扶助については、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」の範囲内において行われるものと規定されている（法第12条。「生活扶助」）。
- (7) 収入に関する申告については、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定され（法第61条。「届出の義務」）、「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること」とされている（次官通知第8-1（3））。

- (8) 就労に伴う収入の認定指針として、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」とされ（次官通知第8-3（1）ア（ア））、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと」とされている（局長通知第8-1（1）ア（ア））。
- (9) 勤労に伴う必要経費として認定する基礎控除額の取扱いとして、「勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること」（次官通知第8-3（4））、「基礎控除の収入金額別区別は、次官通知第8の3の（1）のアによる勤労（被用）収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額によることとされている（局長通知第8-3（1）イ）。
- (10) 勤労に伴う必要経費の認定指針として、「勤労収入を得るための必要経費としては、〔次官通知第8-3〕（4）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること」（次官通知第8-3（1）ア（イ））とされ、次官通知第8-3（4）には勤労に伴う必要経費として、基礎控除、新規就労控除及び未成年者控除が定められている。

3 前提事実

- (1) 平成28年9月12日、審査請求人は、処分庁に対し生活保護の申請を行い、以降、法による保護が次のとおり開始された。
- (2) 平成30年3月9日、処分庁は、審査請求人に対し、同年4月1日を実施年月日とする保護変更決定処分を行った。

最低生活費	64,780円…①
（生活扶助費	64,780円）
収入充当額	0円…②
支給額	64,780円（=①-②）

- (3) 同年4月23日、処分庁は審査請求人から、同年3月分の収入申告書及び給与差押計算書（給与明細書）を収受した。

当該収入申告書によると、審査請求人の同年3月分の就労収入等は以下のとおりであった。

就労日数	4日
収入額	30,980円
必要経費	35,520円

(交通費 35,520 円)

また、当該給与差押計算書によると、審査請求人の給与支給内訳は以下のとおりであった。

支給合計	67,500 円・・・①	
学部講師給		32,500 円
給与改定に伴う講師給の追加支給額 (以下「追給」という。)	11,000 円	
交通費補助 (6ヶ月分一括支給)		24,000 円
所得税	2,067 円・・・②	
差押額	691 円・・・③	
差押徴収後の支給額	64,742 円 (=①-②-③)	

(4) 同月 24 日、処分庁は、審査請求人に対し、次のとおり、同年 5 月 1 日を変更時期とする本件処分を行った。

最低生活費	64,780 円・・・①	
(生活扶助費	64,780 円)	
収入充当額	6,153 円・・・②	
就労収入額	47,500 円	
(学部講師給 32,500 円、追給 11,000 円、交通費補助 4,000 円)		
基礎控除	△18,400 円	
必要経費	△22,947 円	
(交通費 20,880 円、所得税 2,067 円)		
支給額	58,627 円・・・ (=①-②)	

※ 交通費補助については、6ヶ月分一括支給のため、月 4,000 円の認定を行った。

(5) 同年 7 月 14 日、審査請求人は山梨県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

(6) 同年 8 月 22 日、審査庁は本件処分に係る諮問書を当審査会に提出した。

4 争点

本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている次官通知、局長通知等に沿って適正に行われたか。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件処分は、生活扶助費の減額された理由が不明であり、法で保障される審査請求人の最低生活費 64,780 円を審査請求人に支給しないこととなるので、法第 3 条の規定に違反しており、違法である。

(2) 審査請求人の収入は日雇いではなく、年間契約の月収である。

また、平成 30 年 3 月分の収入は、月給 32,500 円から所得税 995 円及

- び差押額 525 円を差し引いた 30,980 円であり、勤労に伴う必要経費として認定される交通費は片道 4,440 円×8 回の 35,520 円である。
- (3) 追給 11,000 円については、同額から所得税及び差押額を差し引いた金額が平成 30 年 3 月分の給与支給日に勤務先から一括支給されたものであり、審査請求人の立替交通費であることから、平成 30 年 3 月分の収入として認定することは、次官通知 8-3 (1) ア (ア) に反する。
- (4) 処分庁は、審査請求人が時間がないとの理由で必要経費に関する必要書類の提出を拒否していると主張するが、審査請求人は必要書類の提出を拒否していない。審査請求人は、購入切符等を撮影する撮影機を所持していないものであり、撮影機を貸してくれば提出できた。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、次官通知第 8-1 (3) 及び次官通知第 8-3 (1) ア (ア) に基づき、審査請求人が処分庁に提出した平成 30 年 3 月分の給与差押計算書のとおり収入認定を行った。
- (2) 処分庁は、審査請求人に対し、交通費の認定に必要な書類の提出を求めたが、審査請求人は時間がないという理由でこれを拒否した。
これを受けて処分庁は、審査請求人に対し、時間がないときは購入切符等を撮影して提出してもいいと指導したがこれを提出しないことから、基本料金での認定を行う以外の方法はない。
- (3) 本件処分は、法及び保護基準に基づき収入認定を行い、審査請求人に対する保護費の支給額を算定したものであり、本件処分は適法であるため、本件審査請求は理由がないとして棄却されるべきである。

第 4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 処分庁は、次官通知第 8-3 (1) ア (ア) 「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」の定めにより、審査請求人の平成 30 年 3 月分の収入について、給与 32,500 円及び交通費補助 4,000 円、並びに追給 11,000 円を収入として認定している。

追給 11,000 円については、処分庁がこれまでに収入として認定していない審査請求人の収入であり、これが平成 30 年 3 月に審査請求人に対して支給されたものであるから、処分庁が平成 30 年 3 月分の収入とし

て認定したことに違法又は不当な点は認められない。

- (2) 勤労収入を得るための必要経費の認定指針として、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4) [基礎控除、新規就労者控除、未成年者控除] によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること」(次官通知第8-3(1)ア(イ))が定められている。

処分庁は、交通費の認定に当たり、審査請求人に対して交通費についての必要経費の必要書類として交通機関使用の領収書の提出、又は切符等の写真等により提出することを求めるも審査請求人が必要書類を提出しなかったものである。

このため、処分庁が、審査請求人の交通費について、特急を利用したことによる実費の確認ができないため、基本料金の交通費を必要経費として認定したことについて、違法又は不当な点は認められない。

第5 審査庁の判断

審理員の意見と同旨

第6 調査審議の経過

平成30年8月22日 審査庁から諮問書提出

同年9月11日 審査請求人及び審査庁に対し、主張書面等の提出期限通知

同月18日 審査庁から追加書類提出

同日 審査庁から主張書面(以下「回答書」という。)提出

同月21日 審査請求人から主張書面及び資料提出

同月27日 審査庁に対し、主張書面等の提出期限通知

同年10月3日 審査庁から回答書提出

同月10日 審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分手続について

(1) 事前手続について

本件処分は、保護費の支給額を減額するものであるから、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分に該当する。

ただし、同法第13条第4号に規定する「金銭の給付を制限する不利

益処分」に該当するため、不利益処分をしようとする場合の事前手続（弁明の機会の付与）を要せず、この点に関し手続的な瑕疵は認められない。

(2) 理由提示について

ア 行政手続法第14条第1項本文は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」と規定し、また、同条第3項は、「不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない」と規定している。

イ 理由提示に関する判例法理は、次のとおりである。

(ア) 理由提示の制度趣旨

不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、

- ① 行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、
- ② 処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える、との趣旨に出たものと解される（最高裁平成23年6月7日判決ほか）。

(イ) 提示すべき理由の内容及び程度

- ・ 特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定の該当条項を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、法の要求する理由の提示として十分ではないと解すべきである（最高裁昭和49年4月25日判決ほか）。
- ・ どの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（最高裁平成23年6月7日判決ほか）。

(ウ) 理由不備の瑕疵の程度

法人税の増額更正処分の適否が争われた事件において、処分庁の理由附記の不備の瑕疵は審査庁の審査裁決書により理由が明確となった以上治癒された、とする主張に関し、最高裁判所は、「本件更正の附記理由をみるのに、[略] その記載をもってしては、更正にかかる金額がいかんにして算出されたのか、それがなにゆえに被上告

会社の課税所得とされるのか等の具体的根拠を知るに由ないものといわざるをえない。」とした上で、「処分庁と異なる機関の行為により附記理由不備の瑕疵が治癒されるとすることは、処分そのものの慎重合理性を確保する目的にそわないばかりでなく、処分の相手方としても、審査裁決によってはじめて具体的な処分根拠を知らされたのでは、それ以前の審査手続において十分な不服理由を主張することができないという不利益を免れない。」「それゆえ、更正における附記理由不備の瑕疵は、後日これに対する審査裁決において処分の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより治癒されるものではない。」と判示している（最高裁昭和47年12月5日判決）。

この点を敷衍すると、処分庁自らにより、審査請求の提起前に、具体的な処分根拠を名宛人が知ることを容易ならしめる措置がとられた場合には、それ以後の審査請求手続において十分な不服理由を主張することが可能になり、名宛人の不服申立ての便宜に支障を与えるものとはいえなくなることから、かかる場合には、理由提示の不備の瑕疵について、治癒されるとまではいえないにしても、処分の違法性の軽重を判断する上で斟酌すべき事情として考慮することは許されるものと解される。

ウ 本件処分における理由提示の内容及び程度をみると、処分庁は、本件処分に係る「保護決定（変更）通知書」において、処分理由を「●●さんの日雇収入の認定による」とのみ記載（以下「本件処分理由」という。）し、審査請求人に交付している。

このうち、「日雇収入の認定」の記述については、正しくは「常用収入の認定」と記載すべきであったことが回答書によって明らかにされており、処分庁において記載の誤りを犯していたことが判明している。

エ このような本件処分理由が、先に掲げた判例法理に照らして、行政手続法第14条第1項本文に適合する記載といえるかについては、その内容、程度及び記載誤りの事実を照らし、疑義がある。

オ しかしながら、処分庁は本件審査請求が提起される前の平成30年6月5日、審査請求人に対し、本件処分に係る支給額の計算表を交付して処分理由の説明を行っている事実が認められること、審査請求人は、本件処分について審査請求人が考えるところの違法・不当な点を相当程度の具体性をもって主張しつつ審査請求手続を迫行しており、本件処分理由の提示が審査請求人の不服申立ての権利行使に際して格別の不利益を与えたと認める特段の事情もないことを総合考慮すると、本件処分において理由提示の不備があったとしても、その瑕疵は軽微なものにとどまると評価すべきである。

カ 以上から、本件処分理由の提示に関して、当審査会は、取消しを免れない程度の看過できない重大な瑕疵があるとまではいえないと判断する。

3 本件処分に係る争点について

(1) 本件処分に係る規定について

ア 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務であり、法令のほか、法定受託事務の処理基準として示されている次官通知、局長通知等に基づいて執行される。

このため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及びこれらの通知に沿って適正に行われたかということにある。

イ 生活保護費については、次官通知第10において「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、[収入充当額]との対比によって決定すること。」とされており、当該世帯の収入充当額が最低生活費に満たない場合、その差額が支給されることとなる。

ここでいう最低生活費は、保護基準に基づき算定されるものであり、生活扶助費等の総額から算定されるものである。

ウ 審査請求人は、認定された最低生活費を減額して支給することが法第3条の規定に違反しており違法であると主張するが、次官通知第10のとおり、保護の要否及び程度は最低生活費と収入充当額の対比によって決定されるものであるから、本件処分について、当該対比に基づき減額して支給することに合理的な理由が認められる限り、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 生活保護費の算定方法について

審査請求人は、平成30年3月分の保護額の算定方法が誤りである旨主張していることから、本件処分による同月分の保護費の額が適正であるかどうか検討する。

ア 生活扶助費について

生活扶助費は、基準生活費の額と加算額を足し合わせたものにより算定されることとなるが、審査請求人に加算額は生じないことから基準生活費の額について検討する。

保護基準第3項によれば、「別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。」とされている。

審査請求人が居住する北杜市は、別表第9の3(2)3級地—2に該当するため、別表第1において、審査請求人に対しては、第1章1(1)ウ(イ)の第1類及び第2類の表が適用されることとなる。

基準生活費の算定方法については、同章1(2)に定められており、

その算定方法は、 $A \times \frac{0}{3} + B \times \frac{3}{3} + C$ （ただし、 $(A \times 0.9) > B$ の場合、 B を $(A \times 0.9)$ に読み替える。）とされているところ、これを審査請求人に当てはめると、審査請求人は満5●歳の1人世帯であることから、

$$\begin{aligned} A &= 65,090 \text{ 円 (第1類基準額① (30,450 円) } \times \text{ 逓減率① (1.0) } \\ &\quad + \text{ 第2類基準額 (34,640 円)) } \\ B &= 64,780 \text{ 円 (第1類基準額② (31,810 円) } \times \text{ 逓減率② (1.0) } \\ &\quad + \text{ 第2類基準額② (32,970 円)) } \end{aligned}$$

となる。

また、 C について、山梨県は、同章1(2)イの表においてV区に該当するところ、第2類の表において、V区の地区別冬季加算額は11月から3月までとされている。現処分は、平成30年5月1日を保護変更決定年月日としていることからすると、 $C = 0$ 円となる。

以上のとおり算定した A から C の金額を基準生活費の算定式に当てはめると、基準生活費の額は、64,780円と算定されることとなるから、処分庁が算定した生活扶助の額に誤りはないことが認められる。

イ 収入充当額について

(ア) 就労収入額について

収入の認定は、次官通知第8-3(1)ア(ア)において、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされている。

処分庁は、次官通知第8-3(1)ア(ア)に基づき、審査請求人の就労収入額について、審査請求人が処分庁に提出した平成30年3月分の給与差押計算書により、交通費補助については月割にした上で、学部講師給32,500円、追給11,000円、交通費補助4,000円の収入総額47,500円を就労収入額と認定している。

この点について、審査請求人は、追給11,000円は立替交通費であり、収入認定すべきではない旨主張するが、審査請求人の主張は現金の用途を述べているものに過ぎないというべきであり、就労に伴う収入が給与改定に伴って事後的に支給されたものといえる本件追給分について、収入総額を認定すべしとする次官通知の趣旨に沿って同月分の収入として認定したことに違法又は不当な点は認められない。

(イ) 基礎控除額について

勤労に伴う必要経費として認定する基礎控除額は、次官通知第8-3(4)別表に就労収入の月額に応じて定められている。

審査請求人の就労収入額は、処分庁の認定のとおり47,500円とみるのが妥当であるから、次官通知第8-3(4)別表の収入金額別

区分のうち 47,000 円以上 50,999 円以下の区分に該当し、基礎控除額は 18,400 円となる。

よって、処分庁が算定した基礎控除額に誤りはないことが認められる。

(ウ) 必要経費について

勤労収入を得るための必要経費は、次官通知第 8-3(1)ア(イ)において、基礎控除、新規就労控除及び未成年者控除のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

a 交通費について

審査請求人は、必要経費として認定される交通費について、処分庁が認定した交通費（往復交通費 5,220 円×勤務日数 4 日＝20,880 円）ではなく、普通運賃のほか特急利用に係る特別料金を加算した交通費（往復交通費 8,880 円×勤務日数 4 日＝35,520 円）である旨の主張をしているので、以下この点について検討する。

次官通知第 8-1(3)は、「収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。」と定めている。公金による保護費の支給は、公正、平等かつ画一的に行う必要があるため、行政機関には、保護受給者がその要件を満たしていることを客観的な証拠により確認した上で認定することが求められているのであり、一方、保護の受給者は、公金による保護費を受給しようとする以上は、行政機関の指導に応じて資料を提出する義務を当然に負うものと解される。

本件において、処分庁は、審査請求人に対し、特急利用に係る挙証資料として交通機関利用の証明書を求め、時間がないときは取り急ぎ購入切符等を撮影して提出することも可として審査請求人のため便宜を図ったにもかかわらず、審査請求人からの資料提出は行われなかった事実が認められる。

したがって、処分庁は特急利用の証明が得られなかったために参照可能な資料の範囲で本件必要経費の認定を行わざるを得なかったものと認められ、処分庁の指導に従わずに資料提出を怠った審査請求人は当該必要経費の認定の結果を甘受すべきである、と評するほかない。

なお、審査請求人は、「撮影機を（貸して）くれれば撮影すると回答したのであり、提出を拒否したわけではない」などと主張するが、資料の提出は保護費の受給者がその責任と負担において

行うべきことは明らかであり、処分庁に何らかの義務違反があったとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

b 所得税について

審査請求人が処分庁に提出した平成30年3月分の給与差押計算書に基づき所得税2,067円が認定されていることから、誤りはないことが認められる。

c その他

審査請求人は、平成30年3月分の給与差押計算書に記載の差押額について、勤労収入を得るための必要経費である旨主張するので検討する。

本件差押額については、回答書によると、裁判所からの命令による差押額であるから、次官通知第8-3(1)ア(イ)に定める社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等に該当しないので、処分庁が本件差押額を必要経費として認定しなかったことに誤りはない。

(エ) 以上を踏まえた上で審査請求人の平成30年3月分の収入充当費を算定すると、就労収入額47,500円-基礎控除18,400円-(交通費20,880円+所得税2,067円)=収入充当額6,153円となる。

このことからすると、処分庁が算定した収入充当額の額に誤りはないことが認められる。

ウ 支給額について

次官通知第10に基づき、最低生活費64,780円から収入充当額6,153円を差し引くと58,627円となることから、本件処分による支給額の算定に誤りはないことが認められる。

エ 以上のとおり、処分庁は、審査請求人に係る平成30年3月分の最低生活費、収入充当額及び生活保護費について、法に基づき厚生労働大臣が定める保護基準並びに次官通知及び局長通知に沿って適正に算定していると認められる。

4 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。したがって、本件処分の取消しを求める審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 中島 朱美